

令和7年度事業計画

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公1	犯罪の防止及び青少年の健全な育成並びに地域社会の健全な発展を目的とする事業	76%

【事業の概要】

1 事業の趣旨

犯罪をなくし、県民を犯罪から守り、青少年の健全な育成を図って、安全で安心して暮らせる沖縄県の実現に寄与することを目的とした事業である。

事業の細目は次のとおりである。

- (1) 防犯思想の普及、広報及び啓発並びに犯罪の防止に関する事業
- (2) 少年非行の防止及び少年の健全育成に関する事業
- (3) 防犯団体が行う防犯活動に対する助成・支援に関する事業
- (4) 防犯対策に関する調査・研究及び資料収集事業
- (5) 防犯活動の功労者及び防犯団体等に対する表彰事業
- (6) 自転車防犯対策、オートバイ防犯対策、万引き防犯対策事業
- (7) 古物営業等の適正化を図る事業

2 事業活動について

県内の刑法犯認知件数は、平成15年から19年連続で減少していましたが、令和4年から増加に転じ、令和6年は、9,578件で前年比454件増加しています。自転車盗、車上狙い、万引等の窃盗犯は僅かに減少したものの、特殊詐欺等の知能犯が増加したことが要因となっています。

それでも最も多かった平成14年の25,641件と比較しますと約62%減少しており沖縄の治安情勢は確実に改善していると思います。これは、県民総ぐるみで取り組んでいる「ちゅらさん運動」等の防犯対策の推進が功を奏したものと考えられます。このような情勢を踏まえ、県民、観光客等のすべての人々が、安心して活動できる沖縄県を目指し、県、警察、各関係機関団体及び防犯ボランティアと連携を密にして本事業を推進してまいります。

以下、事業の詳細は次のとおりです。

推進事項		推進要領
1 防犯思想の普及、広報及び啓発並びに犯罪の防止に関する事業	(1) 防犯講話の実施	あらゆる機会を通じて防犯に関する講話を実施し、防犯思想の普及に努める。
	(2) インターネットホームページを活用した広報・啓発	インターネットホームページに、防犯協会連合会の事業・活動内容や防犯ボランティア等の活動状況を掲載し、防犯ボランティア団体や関係機関・団体等の活性化及び県民の防犯意識の高揚を図る。
	(3) メディア等を活用した広報・啓発	「全国地域安全運動」の広告を新聞に掲載して県民に同運動の浸透を図る。 また、電光掲示板、のぼり旗及び防犯パトロール車を活用した広報活動を実施する。

	(4) 広報・啓発資料の作成、配布	全国防犯協会連合会が発行する防犯広報誌（月刊「安心な街に」）や各種防犯ポスター、チラシ、リーフレット等を各地区防犯協会に配布するほか、県内の犯罪態様に応じた資料を作成し、広報活動を実施する。
	(5) 広報用資器材の作成・配布・貸出し	ア 全国地域安全運動用の広報用SD等を作成し、各地区防犯協会に配布して防犯思想の普及・高揚を図る。 イ 特殊詐欺被害防止等のDVDの貸出しを行い、犯罪被害防止の広報活動を推進する。
	(6) 「ちゅらさん運動」の推進	ア ロゴマークの普及活動 県民が総ぐるみで取り組む「ちゅらさん運動」を県民に広くアピールして浸透させるため「ちゅらうちなー安全なまちづくり推進会議」が制定した「ちゅらさん運動」のロゴマークの普及を目的として、「ちゅらさんバッジ」を普及活動を行う。 イ 「ちゅらさん運動」キャンペーンゴルフ大会の開催 ゴルフが身近な娯楽として浸透している本県で、県民のゴルフに対する高い関心を活用して広く県民に「ちゅらさん運動」をアピールするため、平成20年から「ちゅらさん運動キャンペーン沖縄県民ゴルフ大会」を開催している。 本年度は10月3日に開催する予定です。 ※ 昨年度は194名の参加を得て開催。
	(7) 犯罪の防止	ア 防犯モデル共同住宅・駐車場の普及 ちゅらうちなー安全なまちづくり条例に基づき、「沖縄県防犯モデル共同住宅登録制度」及び「沖縄県防犯モデル駐車場制度」の認定業務を行っている。 本年度も県、県警察と連携し、犯罪の防止に配慮した共同住宅・駐車場の普及を図る。 イ 全国地域安全運動の実施 沖縄県警察、暴力団追放沖縄県民会議と連携して、毎年10月11日から20日までの間、全国地域安全運動を実施する。また、地域の安全に対する意識高揚のために、防犯功労者等の表彰や各地区防犯協会において住民大会等の各種行事を開催する。

		ウ 防犯パトロールの実施 青色回転灯装備車両を活用した防犯パトロールを実施し、犯罪の未然防止と抑止を図る。
2 少年非行の防止及び青少年の健全育成	(1) 広報・啓発資料の作成、配布	少年の非行防止及び健全育成に関するチラシ、リーフレット等を作成又は購入配布し、広報を実施する。
	(2) 教養資料の配布、斡旋	全国防犯協会連合会が作成した「薬物乱用防止」「サイバー犯罪撃退」「ネットの安全ルール」等の教養資料を各地区に配布又は有償斡旋する。
	(3) 防犯ポスター、標語、青パト活動写真の募集	児童・生徒の防犯意識の醸成及び全国地域安全運動の広報用ポスターとして活用するため、防犯ポスター、標語、青パト活動写真、の募集を行い、優秀作品入賞者を全国地域安全運動期間中に表彰する。 最優秀作品を活用して、広報ポスターを作成する。
3 防犯団体が行う防犯活動に対する助成・支援	(1) 活動支援	地区防犯協会や防犯ボランティアの活動が、効果的に実施されるよう活動実態に応じて、防犯冊子、防犯グッズ、防犯のぼり旗等、必要な資料、資器材を配布及び斡旋する。
	(2) 活動助成	地区防犯協会や防犯ボランティアの活動が、効果的に実施されるよう活動実態に応じて、活動助成金の支援、青色回転灯装備車の整備を行い、犯罪の未然防止活動を支援する。 防犯指導員、防犯ボランティアの防犯活動中のケガ等に対応するため、「総合補償保険」に加入助成を行う。(昨年度は906名加入)
4 防犯対策に関する調査・研究及び資料収集		警察を始め、マスコミ、インターネット等を活用した情報収集を行い、タイムリーな防犯対策や少年非行防止対策を図る。
5 防犯活動の功労者及び防犯功労団体等に対する表彰	(1) 防犯功労者及び防犯功労団体表彰	多年にわたり防犯活動に尽力し、犯罪の防止に功労があったと認められる者及び団体の表彰を行う。 表彰は、全国表彰、九州管区表彰、警察本部長と防犯協会長との連名表彰などがある。 毎年1回、全国地域安全運動期間にあわせて表彰を行っており、本年度も、県警察と連携して表彰を行う。 表彰結果については、ホームページに掲載して県民に広く広報する。

	(2) 安全なまちづくり総合対策優秀警察署表彰	県警察が行う「安全なまちづくり総合対策優秀警察署表彰」への助成を行う。 この表彰は、県下14警察署を対象にして、「安全なまちづくり総合対策」の効果的な取組を促進するため、刑法犯総数の減少率等を評価し、警察署を大規模署・小規模署に区分して年2回（上半期、下半期）表彰する。
	(3) 全国地域安全運動用、防犯ポスター、標語、青パト活動写真の募集、表彰	安全なまちづくり総合対策の効果的な取組を促進するため、全国地域安全運動用の防犯ポスター・標語・青パト活動写真の募集を行うとともに、応募作品の審査を行い、優秀作品を表彰する。
	(4) その他表彰	防犯協会の事業推進に関し、多大の協力又は貢献があったと認められる者及び団体の表彰を行う。 ちゅううちな一安全なまちづくり推進会議からの被表彰者推薦依頼により、功労があったと認められる者及び団体を選考し、表彰上申する。
6 自転車防犯対策・オートバイ防犯対策・万引き防止対策の推進	(1) 自転車防犯対策の推進	本事業（自転車防犯登録業務）は、県公安委員会から指定を受けて推進している。 昨年中の県内における刑法犯認知件数9,578件の内、61.5%（5,896件）が窃盗犯で、そのうち23%（1,378件）が自転車盗であることから、県内の犯罪総量抑止のためには、自転車の盗難防止活動が大きな役割を果たしている。また、自転車の防犯登録制度は、盗難防止や盗難被害の早期回復、県民の防犯意識の高揚につながり、効果的な防犯対策となっている。 それ以外に放置自転車の早期処理対応にも効果を上げており、今後とも、地区防犯協会及び自転車防犯登録指定店と連携し、迅速・的確な登録（入力）を推進する。
	(2) 広報・啓発	自転車盗（1,378件）、車上ねらい（478件）、万引き（1,406件）の3手口で、窃盗犯の55%を占めている。犯罪総量抑止のために、警察、地区防犯協会、各種防犯ボランティア、各種団体等と連携して街頭活動を強化し、自転車、車上ねらいの盗難防止、万引きの被害防止等の広報・啓発を行う。

7 古物営業等の適正化

古物営業は、盗品等の処分先となる可能性が極めて高いことから、古物営業法は盗品の市場への流入防止と持ち込まれた盗品の早期発見及び所有者への被害回復のため、様々な制度を設けている。

本事業は、古物営業法第12条に、

「古物商又は古物市場主はそれぞれの営業所若しくは露天又は古物市場ごとに、公衆の見やすい場所に国家公安委員会規則が定める標識を掲示しなければならない」と定められている。

県防連は、同規則に定める標識を古物商からの依頼を受けて製作（業者発注）し、本事業を通して古物営業等の適正化に資している。

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率
公 2	風俗営業所管理者に対する講習事業	17%

【事業の概要】

1 事業の趣旨

風俗営業所の管理者に対する講習を行い、風俗環境の浄化と地域社会の健全な発展を目的とした事業である。

事業の細目は、次のとおりである

(1) 風俗営業所の管理者に対する講習

2 事業活動について

本事業は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、少年の健全育成に障害を及ぼす行為を防止するため、沖縄県公安委員会から委託を受けて行う事業である。

県防連は、昭和61年に、沖縄県公安委員会「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第39条第1項の規定により、沖縄県公安委員会から、「沖縄県風俗環境浄化協会」として指定を受けている。

本事業は、県からの委託事業であるが、県防連の「犯罪の防止及び青少年の健全育成並びに地域社会の健全な発展のための事業を行い、犯罪のない安全で安心して暮らせる沖縄県の実現に寄与する」ことの目的達成に必要な事業である。

また、当県防連の専門的な知識や経験を事業活動に生かすことで、当該事業を効率的に実施することとする。

以下、事業の詳細は次のとおりである。

推 進 事 項	推 進 要 領
1 風俗営業所の管理者に対する講習	本事業は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第24条第6項に 「管理者の業務を適正に実施させるため、必要があるときは国家公安委員会規則で定める管理者に対する講習を実施することができる。」 と規定されている。 当県防連は、県公安委員会から、その講習の実施について委託を受け、風俗営業所の管理者に対して定期講習（3年に1回の受講義務）を実施している。 受講管理者一覧表に基づき該当者にハガキ等で通知し、出席した管理者に対し講習を実施している。 講習は、全国風俗環境浄化協会発行の「風俗営業管理者ハンドブック」、「DVD：風営

	適正化法管理者業務のあり方」等を教材として活用し、 ○ 法律の基本的な仕組み ○ 風俗営業の許可、遵守事項と禁止事項 ○ 管理者業務の実施要領 等の内容を実施している。
2 風俗営業の営業所の構造及び設備等の調査	本事業は、沖縄県公安委員会から委託を受け、風俗営業所の構造及び設備等が、国家公安委員会規則に定める基準に適合しているかを調査する事業である。 調査の内容は、 ○ 営業許可を申請した新規営業所の構造・設備が、法に定める基準に適合しているか否かについて営業所に赴いて調査 ○ 営業所の構造・設備を変更した際にその構造・設備が、法に定める基準に適合しているか否かについて調査 等となっている。